

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和7年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>・母子保健法、子ども・子育て支援法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子保健法による保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届出データ提供 ③子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務 ④新生児の訪問指導 ⑤妊産婦の訪問指導 ⑥産後ケア事業の実施 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療に係る費用の支給及び費用の徴収に関する事務 ⑩子ども家庭センター事業の実施に係る事務 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、マイナポータルぴったりサービスのサービス検索、電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一項番70 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表95, 96項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第97条、及び第50条第20項口、第73条第1項口、第82条第1項ヲ、第82条第3項ヲ、第114条第1項口
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健環境課
②所属長の役職名	保健環境課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月6日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月6日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー要録事務に係るマイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、マイナンバーを含む書類の保管の際は施錠できる書棚に保管し、廃棄の際は複数人での確認を徹底している。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員も含む)等に対し、教育研修を数回実施している。各研修において受講確認を行い、関係する職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認を行う ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届出データ提供	母子保健法、子ども・子育て支援法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届出データ提出 ③子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	事前	子ども・子育て支援法等の一 部改正(令和7年4月～)
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番49 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項、別表第一項番70	事後	見直しによる修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 別表第二における情報提供の根拠:25.56の2.87 別表第二における情報紹介の根拠:70の項	番号法第19条第8号	事後	見直しによる修正
令和7年11月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	母子保健法、子ども・子育て支援法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届出データ提出 ③子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	・母子保健法、子ども・子育て支援法の規定に則り ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届出データ提出 ③子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務 ④新生児の訪問指導 ⑤妊娠産婦の訪問指導 ⑥産後ケア事業の実施 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療に係る費用の支給及び費用の徴収に関する事務 ⑩子ども家庭センター事業の実施に係る事務 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	事後	見直しによる修正